

佐世保市子ども・子育て支援事業計画等 に関する中間年の見直しについて

- (1)見直しについて
- (2)本市における対応の方向性

(1)見直しについて

①根拠規定(平成26年内閣府告示第159号:基本的指針)

「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、(中略)量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる」ため、市町村は、「必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと」とされている。

②見直しの要否(平成29年内閣府・作業の手引)

- ・支給認定区分ごとの子どもの実績値が、量の見込みよりも**10%以上のかい離**がある場合には、原則として見直しが必要。
- ・10%以上のかい離がない場合でも、以下の場合、見直しを行う。
 - ①平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合
 - ②すでに市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合
- ・地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても、必要に応じ見直す。
(放課後児童クラブ、延長保育・病児保育、一時預かり等)

※参考となる考え方であり、各自治体が子ども・子育て会議等での議論を経て、要否を判断。

(2)本市における対応の方向性

①教育・保育の量の見込み(確保方策)について

⇒前回子ども・子育て会議(H28.10.31)にて報告した仮試算及び最新の入所児童数等の推移をもとに、適宜見直す。

②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(確保方策)について

⇒地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、放課後児童クラブを始め、ニーズ量の推移を見極め、適宜見直す。

③スケジュール(現時点での案)

【4～5月】教育・保育の量の見込み、確保策等の見直し作業

【6～7月】子ども・子育て会議において、計画改定(案)の審議、計画確定